

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

【基本的な考え方】

当社グループは、企業理念に照らし、企業価値の最大化を図るためには、コーポレート・ガバナンス体制の強化が重要な経営課題であると認識しております。こうした認識のもと、当社では、コーポレート・ガバナンスに係る諸施策を通じて公明正大で健全性、透明性の確保された経営を可能とする組織体制を構築しております。また企業の社会的責任(CSR)を強く意識した社員教育や、職場環境整備を行い、社員一人ひとりの倫理観を醸成しながら、コンプライアンスについても徹底していききたいと考えております。

【基本方針】

- (1)株主の権利・平等性の確保に努めます。
- (2)株主以外のステークホルダー(お客様、お取引先様、債権者、地域社会、従業員等)との適切な協働に努めます。
- (3)適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
- (4)取締役会において透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定が行われるよう、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
- (5)持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則2 4 1】

当社は、持続的な成長を確保するため、子会社を含め女性・外国人・シルバーエイジ・中途採用者をはじめとする様々な知見を有する人材を可能な限り積極的に活用するとの認識に立ち、女性・外国人が入居できる寮・社宅を整備して、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な人材を確保し、会社の持続的な成長を図れるよう努めております。

特に、中途採用に関しては、当社の成長を促進させるために必要な多様性の確保にむけて社内環境の整備及び人材育成を進め、その能力に応じ管理職へ登用しております。女性に関しても同様な認識のもと職種柄採用そのものに苦戦を強いられる環境にありますが、採用・適正配置と活用等により、管理職の登用に積極的に取り組んでおります。

【原則4 8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は現在、客観的で広範かつ高度な視野から当社の企業活動に助言をいただくために、当社独自の「社外役員の独立性に関する基準」を満たす独立社外取締役として4名を登録及び届出しており、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能としております。当社は、多様な専門的知識、経験を有した独立社外取締役を選任することが取締役会における適正な意思決定や監督の実施を担保するものであると考えております。従いまして、今後も当社コーポレート・ガバナンスの充実に資する経歴、経験、知識を有する適任者を独立社外取締役として選任し、当社の取締役会の3分の1以上を独立社外取締役とするよう取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 4. 政策保有株式】

- (1)政策保有株式は、必要最小限の保有とします。保有目的が適切であり保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っている銘柄については引き続き保有しますが、適切ではない、または見合っていない銘柄については売却方法の詳細を決定した上で売却します。
- (2)政策保有株式は、個別銘柄毎に保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを精査し、保有の適否を毎月取締役会で報告しております。
- (3)議決権は、当該企業の長期的な企業価値の向上に資するよう行使します。組織再編などにより、株主価値が大きく毀損される事態や社会的な不祥事等コーポレート・ガバナンス上の重大な懸念事項が生じている場合には反対票を投じます。

【原則1 7. 関連当事者間の取引】

当社は、主要株主等との関連当事者間の取引については、有価証券報告書にて開示するとともに、企業会計基準及び企業会計基準適用指針に準じて関連当事者との重要な取引と判断されるものについて取締役会にて決議を行うとともに、その他の関連当事者との取引については、重要性やその性質に応じて、取締役会へ報告を行っております。また、関連当事者間取引における取締役の利益相反取引について、取締役会での決議を要することとしており、法令に則った手続きにより適正に実施しております。

【原則2 6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度を採用していないため、企業年金のアセットオーナーには該当していません。

【原則3 1. 情報開示の充実】

1. 経営理念等を当社ウェブサイトに掲載しております。
2. 本報告書「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

3. 本報告書 「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」[取締役報酬関係]「役員の報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

4. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役候補の指名を行うに当たっては下記(1)～(3)を、解任を行うに当たっては下記(4)を指名・報酬等諮問委員会における協議を経た上で、総合的に判断いたします。また、独立社外役員の独立性については、金融商品取引所が定める独立性の基準に加えて、当社独自の「社外役員の独立性に関する基準」を定め、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係がないことで独立性を有しているものと考えております。

(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補の選定について

当社の経営理念に基づき、貢献することを期待できる人物であること、管掌部門の問題を適確に把握し他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断し、選定及び指名を行う。

(2) 監査等委員である取締役候補の選定について

当社の経営理念に基づき、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務を監査し、法令または定款違反を未然に防止するとともに、当社グループの健全な経営と社会的信用の維持向上に努めること、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し、選定及び指名を行う。

(3) 社外役員候補の選定について

社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)には高い見識に基づく客観的な視点で、取締役会への助言及び各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の業務執行の監督を行う役割を期待しており、監査等委員である社外取締役には取締役会へ出席し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の業務執行を客観的な立場から監督するとともに、公正な視点での意見の形成・表明を行う役割を期待し、総合的に判断し、選定及び指名を行う。

(4) 解任について

当社は経営陣幹部のアカウンタビリティを高め、より一層の透明性の向上を図ることを目的として、取締役13名中4名の独立社外取締役を選任しております。万一、経営陣幹部が、法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合には、独立社外取締役が出席する取締役会において十分な審議を尽くした上で、決議することとなります。

5. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役候補の選任・指名理由については、株主総会招集通知に記載しております。解任につきましては、適時・適切にウェブサイト他で開示してまいります。

【補充原則4 1 1】

当社は、裁決権限規程に基づき、取締役会、代表取締役社長、管掌取締役、本部長、部長等の権限を明確に定め、それに基づき、それぞれの決定機関、決定者が審議、決議しております。

【原則4 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法及び金融商品取引所が定める独立性の基準に加えて、当社独自の「社外役員の独立性に関する基準」を定め、本報告書「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」[独立役員関係]「その他独立役員に関する事項」及び株主総会招集通知、有価証券報告書にて開示しております。また、当社の独立社外取締役は、企業経営の経験者と弁護士・公認会計士で豊富な経験及び高い見識を有しており、経営戦略等への的確な助言・意見具申や、経営に関する重要な意思決定及び利益相反に対する監督等を独立した立場で行っております。

【補充原則4 11 1】

当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役会において実質的で有効な議論を行うためには、取締役13名程度が適正と考えております。現在は社内取締役8名、社外取締役5名(うち独立社外取締役4名)であり、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は企業経営の経験者や豊富なビジネス経験を有する者、担当事業分野に精通した者、監査等委員は弁護士、公認会計士及び事業会社出身者で構成されております。特に社外取締役は豊富な知識と経験を有する者であり、健全で持続可能な成長が図れるように構成員のバランスに配慮しております。また、取締役の選任に関しては、当社の企業価値向上に資する候補者であるかを基準に選定し、候補者との対話の機会を持った上で、社内規程に基づき、指名・報酬等諮問委員会にて審議の上、取締役会にて決定しております。なお、スキル・マトリックスにつきましては、サステナビリティレポートにて開示しております。

【補充原則4 11 2】

当社の社外監査等委員2名は他の会社の役員を兼任しておりますが、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を、当社の監査等委員業務に振り向けているものと考えており、当社以外の上場会社を兼務する場合は合理的な範囲にとどめるよう努めております。また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び常勤監査等委員は他の上場会社の役員を兼任しておらず、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び常勤監査等委員の業務に専念できる体制となっております。当社の社外監査等委員の兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンス報告書において開示を行っております。

【補充原則4 11 3】

(1) 原則1回/月開催し、重要案件をタイムリーに審議、決議しております。

また、取締役会全体の実効性を確保するためには、各取締役の出席率を高める必要があると考え、当社はTV会議システムを導入し取締役会の出席参加率を向上する取り組みを行っております。

2022年3月期における取締役会は全17回開催し取締役の出席率は100%となっております。

(2) 取締役会の構成や運営に関して実効性を高めることを目的として、取締役全員を対象にアンケート調査を実施し、各項目に対する回答と記述式のコメントによって網羅的に自己評価・自己分析を行っております。

評価の結果、取締役会の構成や運営状況に関して、概ね取締役会の実効性は確保できていると評価しております。

【補充原則4 14 2】

当社においては、新任の取締役・監査等委員に対しては外部専門講師による新任役員研修を実施し、必要な法的知識、役員としての役割や責務及びコンプライアンスに関する研修を実施しております。また、常勤監査等委員は、新任時のみならず継続的に外部のセミナーや勉強会等に参加し、必要な知識の習得や更新等を行っております。加えて、全役員を対象にその時々々の情勢に適した内容で役員研修会や役員法務セミナーを適宜実施し、必要な知識の習得や更新等を行う施策を講じております。

【原則5 1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、IR担当役員として取締役執行役員管理本部長を選任するとともに、経営企画部をIR担当部署としております。株主や投資家に対しては、決算説明会を半期に1回開催しております。その際、説明会会場にお越しにならない株主や投資家に対しては、決算説明会資料を当社ウェブサイトに掲載し、ディスクロージャーに努めております。

また、逐次、投資家からのスモールミーティングや個別取材等の対話(面談)も積極的に受け付けており、当社に対する理解度向上に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新**

20%以上30%未満

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
田中 久男	12,517,300	12.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	10,409,100	10.14
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	9,630,600	9.38
田中 智和	9,301,500	9.06
株式会社HT	5,300,000	5.16
T&T株式会社	5,300,000	5.16
喜多 照幸	2,524,960	2.46
公益財団法人ジャパンマテリアル国際奨学財団	2,200,000	2.14
株式会社百五銀行	2,160,000	2.10
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カस्टディ業務部)	2,081,606	2.03

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 **更新**

東京 プライム、名古屋 プレミア

決算期

3月

業種

サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数

1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高

100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	16名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
大島 次郎	他の会社の出身者													
杉山 賢一	他の会社の出身者													
沼沢 禎寛	他の会社の出身者													
春馬 葉子	弁護士													
今枝 剛	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大島 次郎			社外取締役の大島次郎氏は、過去に当社主要取引先の業務執行者でしたが、金融商品取引所が定める独立性基準及び当社独自の「社外役員の独立性に関する基準」に定める独立性基準を満たしております。	電子デバイス業界における豊富な知識・経験及び同業界における会社経営に携わっていた経験があり、その知識・経験を当社の経営に活かすとともに、取締役の監督機能の強化が期待されるため、社外取締役として選任しております。なお、当社と大島次郎氏との間に利害関係は無く、一般株主との利益相反を生じるおそれ無いと判断し、独立役員として指定しております。
杉山 賢一				企業経営に関する豊富な知識・経験を有しており、その知識・経験を当社の経営に活かすとともに、取締役の監督機能の強化が期待されるため、社外取締役として選任しております。なお、当社と杉山賢一氏との間に利害関係は無く、一般株主との利益相反を生じるおそれ無いと判断し、独立役員として指定しております。
沼沢 禎寛				電子デバイス業界における豊富な知識・経験及び同業界における会社経営に携わっていた経験があり、その知識・経験を当社の経営に活かすとともに、取締役の監督機能の強化が期待されるため、社外取締役として選任しております。
春馬 葉子			株式会社荻番屋の社外取締役(監査等委員)、株式会社ナ・デックスの社外取締役、株式会社浜木綿の社外取締役(監査等委員)を兼任しておりますが、当社との間で特別な利害関係はありません。	弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を職務に活かすとともに、取締役の職務執行への監督機能強化が期待されるため、監査等委員である社外取締役として選任しております。なお、当社と春馬葉子氏との間に利害関係は無く、一般株主との利益相反を生じるおそれ無いと判断し、独立役員として指定しております。
今枝 剛			ナトコ株式会社及びパレモ・ホールディングス株式会社の社外監査役を兼任しておりますが、当社との間で特別な利害関係はありません。	公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を職務に活かすとともに、取締役の職務執行への監督機能強化が期待されるため、監査等委員である社外取締役として選任しております。なお、当社と今枝剛氏との間に利害関係は無く、一般株主との利益相反を生じるおそれ無いと判断し、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新 あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

当社は、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、代表取締役が選任し、配置することとしております。また、当該使用人の人事異動等の人事権に関する事項については監査等委員会と事前に協議するものとし、取締役からの独立性を確保することとしております。

監査等委員、会計監査人、内部監査室は、相互に連絡・報告を行うことで適時な情報交換等を行っております。また、定期的な意見交換を行い、課題・改善事項についても共有を図っております。これらの連携を通して、効率的かつ効果的な監査の実施と内部統制の充実にむけた監査を実施しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬等諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬等諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

当社は、取締役会の機能を補完し、より経営の公正性・透明性を高めるため、指名・報酬等に関する任意の諮問委員会を設置しております。なお、委員長については委員の中から選定します。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

4名

その他独立役員に関する事項

当社は、会社法及び金融商品取引所が定める独立性の基準に加え、当社が独自で定めた基準に従い、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

< 社外役員の独立性に関する基準 >

当社は、当社の社外役員における独立性基準を以下のとおり定め、社外役員及び社外役員候補者が以下に掲げる要件を全て満たす場合に、当社にとって十分な独立性を有しているものと判断する。

- 現在又は過去において当社及び当社の子会社(以下「当社グループ」という)の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は部長格以上(以下「業務執行者」という)となったことがないこと。
- 現在における当社の大株主(*1)又はその業務執行者、もしくは当社グループが大株主となっている者の業務執行者でないこと。
- 当社グループの主要な取引先企業(*2)において最近3年間業務執行者でないこと。
- 当社グループから直近に終了した事業年度において1,000万円以上の寄付を受けた者(*3)でないこと。
- 当社グループの業務執行者が社外役員として所属する企業と当社グループとの間で、「社外役員の相互就任関係」にないこと。
- 当社グループから取締役・監査役報酬以外に、直近に終了した過去3事業年度の平均で当社より1,000万円以上の報酬を受領している弁護士、公認会計士、各種コンサルティング等の専門的サービス提供者でないこと。
- 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士、又は最近3年間に於いて当社グループの監査業務を実際に担当したことがないこと。
- 最近3年間に於いて、当社の主幹事証券会社に所属したことがないこと。
- 当社グループの業務執行者の2親等以内の親族でないこと。

*1 「大株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。

*2 「主要な取引先企業」とは、直近に終了した過去3事業年度のいずれかの事業年度において、当社グループからの支払額が取引先の連結売上高の2%以上を超える取引先(主に仕入先)、または当社グループへの支払額が当社グループの連結売上高の2%以上を超える取引先(主に販売先)をいう。

*3 組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に最近5年間所属していた者をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

業績連動報酬制度

当社は、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対し連結営業利益を指標とした目標の達成度及び対前期増減等を総合的に勘案し、財務情報だけでなく非財務情報も考慮して算定した額を業績連動報酬である役員賞与として支給しております。

譲渡制限付株式報酬制度

当社は、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。なお、当社の執行役員及び一部の使用人並びに当社子会社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

2022年3月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は、次のとおりであります。

取締役(社外取締役を除く)	支給人員	8名	報酬等の総額	257百万円
監査役(社外監査役を除く)	支給人員	1名	報酬等の総額	9百万円
社外役員	支給人員	5名	報酬等の総額	15百万円
合計	支給人員	14名	報酬等の総額	282百万円

なお、当社は2022年6月29日開催の第25期定時株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しており、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の総額(使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まない。)は年額500百万円以内(うち社外取締役分は年額20百万円以内)、監査等委員である取締役の報酬等の総額は年額60百万円以内とそれぞれ決議されております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 [更新](#)

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2022年6月29日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容に係る決定方針を変更しております。

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「業績連動報酬」、「譲渡制限付株式報酬」で構成されております。

取締役の基本報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬は、客観性・透明性・妥当性を確保するため、委員の過半数が独立社外取締役に構成される指名・報酬等諮問委員会で審議し、株主総会において決議された取締役の報酬総額を超えない範囲で報酬等を決定しております。なお、社外取締役及び監査等委員である取締役は基本報酬のみとしております。

各報酬構成の割合及び算出方法は次のとおりであります。

「基本報酬」

報酬総額の約70%であり、個人の役位・職責に応じ、業容・業績や従業員の給与水準等を考慮して決定するもので、月額固定報酬として毎月支給するものとしております。

「業績連動報酬」

報酬総額の約25%であり、「連結営業利益」の業績目標及び前連結会計年度実績に対する係数を定め、それぞれの評価ウェイトは各50%となります。各自の基本報酬に当該係数を乗じた額を定時株主総会の翌月から選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結までの任期中、月例の基本報酬に加算して支給するものとしております。なお、業績連動報酬は基本報酬と合わせた金額を当連結会計年度の報酬として確定させ、これを定期同額給与とします。

「譲渡制限付株式報酬」

報酬総額の約5%であり、持続的な企業価値及び株主価値が向上することを目的とし、対象取締役に対し毎年1回付与するもので、付与する株式数は、個人の役位・職責、実績及び株価等を踏まえて決定するものとしております。

当社においては、指名・報酬等諮問委員会の審議を経て、取締役会により委任された代表取締役社長田中久男が個別の報酬額を決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、決定の権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会の事務局である総務人事部が取締役会等重要な会議体の開催に先立ち、審議・説明資料を事前提示するとともに、必要に応じて議案についての事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、2022年6月29日開催の第25期定時株主総会の決議において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

(a) 取締役会

当社の取締役会は、取締役13名(うち社外取締役5名)で構成されております。原則として定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会を別途必要に応じて随時開催し、当社グループ全体の経営方針、中期計画、年度予算等その他の重要な事項に関する意思決定や、前月の経営状況や予算と実績との対比の報告を実施し、必要な改善指示が行われております。社外取締役は、社外の第三者の視点で取締役会への助言及び監視を行っております。

(b) 監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成されております。原則として定時監査等委員会を毎月1回開催しており、取締役会の意思決定及び取締役(監査等委員である取締役を除く。)の業務執行の妥当性並びに適正性を確保するための協議を行っております。

(c) 指名・報酬等諮問委員会

当社は、取締役会の機能を補完し、より経営の公正性・透明性を高めるため、指名・報酬等諮問委員会を設置しております。

指名・報酬等諮問委員会は、独立社外取締役2名と代表取締役社長1名で構成されており、代表取締役及び取締役等経営陣幹部の選解任、取締役の報酬制度・報酬水準等を審議し、取締役会に意見の答申及び助言を行います。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監査機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査等委員会設置会社としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主が株主総会に出席できるように、可能な限り集中日を避けた日に設定するよう努めております。 直近の株主総会については2022年6月29日に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を行うことができます。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

招集通知(要約)の英文での提供

招集通知(要約)を英訳し、TDnet及び当社ウェブサイトに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、公表しています。 https://www.j-materials.jp/ir/disclosure/	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期、期末にて決算説明会を開催いたします。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信等の適時開示書類、有価証券報告書、決算説明会資料等を開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの日常の企業活動における企業倫理面での普遍的な考え方である「企業理念」は、「技術を磨き 産業を支え 未来を拓く」と定めております。 創業以来、安全・安心を基軸とした「安全最優先」の意識のもと、お客様の期待を超える質の高い商品やサービスの提供を目指して事業に貢献し、お取引先や地域の皆様から必要とされ共に繁栄する関係を築き、社員一人ひとりが競い合い、協力しながら成長する「Win-Win-Win(トリプルウィン)」に到達することを目指しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社グループは企業理念に基づき、企業価値の最大化を図るための一環といたしまして企業の社会的責任(CSR)を強く意識した5つのビジョンを推奨し、「Win-Win-Win(トリプルウィン)」及び「Work-by 3G(トリプルジェネレーション)*」の実現を目指しております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「人をつなぐ」JM: JMグループは、多様な人材が活躍する企業として、社員一人ひとりの仕事への充実感と、ゆとりある人生を大切にするための仕組みと職場環境を整えます。また、コンプライアンスの遵守とサービスの両面において常に向上するプロ集団であり続けます。 2. 「環境をつなぐ」JM: JMグループは、自然からの恵みに感謝し、未来の子供達へ大切な地球をつないでいくための活動に貢献します。社員一人ひとりが環境への意識を高く持ち、事業活動から発生する環境負荷の削減にとどまらず、事業を通じて環境への価値を生み出すリーディングカンパニーであり続けます。 3. 「地域をつなぐ」JM: JMグループは、地域の皆様への感謝の気持ちを常に忘れず、ふれあい・交流できる場と機会を大切にします。地元企業や自治体と一丸になって地域活性化のため共に発展していくことを目指し、皆様から応援して頂けるよう努力をする企業であり続けます。 4. 「世代をつなぐ」JM: JMグループは、様々な世代が、世代を超えて、共に助け合い、刺激し合いながら働き続けられる企業であり続けます。 (*10代の若者から、活力に満ちたキャリア世代、熟練技術を有するシニア世代の3世代が喜びを分かち合いながら働ける「Work-by 3G(トリプルジェネレーション)」を実践) 5. 「技術をつなぐ」JM: JMグループは、最先端技術を支える企業として、安全と信頼を掲げ、プロ集団の誇りを持ってサービスを提供します。技術の承継を大切に、社員個々の創造性を活かし、さらに発展させ、環境や社会、次世代に貢献するビジネスを創造する企業であり続けます。 <p>また、当社グループは社会的責任(CSR)の一環といたしましてISOを経営の重要なツールと位置付け、ISO9001(品質)、ISO14001(環境)、ISO45001(労働安全衛生)、ISO27001(情報セキュリティ)の認証を取得しており、企業活動向上に努めております。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社グループは、企業に求められる責任が高度化しつつある社会環境下において、「技術を磨き 産業を支え 未来を拓く」という企業理念を掲げ、ステークホルダーの皆様から深い信頼及び必要とされ共に繁栄する関係を築くため、法令遵守の徹底、企業倫理に則った判断、社会的責任の重要性の認識、反社会的勢力との関係及び関与の排除という4つの視点において健全性を保ちつつ、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、当社の内部統制システムに関する基本方針を取締役会において決議しました。

(2) 内部統制システムの整備状況

(a) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社及びその子会社(以下「当社グループ」と総称する。)における企業倫理の確立並びに取締役及び従業員による法令、定款、社内規程の遵守及び社会規範・倫理への適合の確保を目的として、「ジャパンマテリアルグループ行動指針」を制定し、その周知徹底と遵守を図る。
- 2) 当社グループにおける法令・定款及びジャパンマテリアルグループ行動指針その他コンプライアンスに違反する行為を認めた場合、もしくは自らが巻き込まれる恐れがあった場合の公益通報制度としての内部通報窓口を設置し、コンプライアンス違反等またはその恐れのある事実の早期発見、対応に努める。
- 3) 内部監査を行う部門を設置し、当社グループの職務の執行が法令・定款等に適合しているかにつき内部監査を行う。
- 4) 東京証券取引所の有価証券上場規程に定められている「コーポレートガバナンス・コード」に対応するため、当社及び当社グループの透明、公正かつ迅速・果敢な意思決定並びに実効性の高い経営の監督の実現を目的に「社外役員の独立性に関する基準」を定め、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図る。

(b) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 株主総会議事録、取締役会議事録及び稟議書等の取締役の職務の執行に係る重要な文書は、「文書管理規程」に従って適切に保存及び管理する。
- 2) グループ行動指針にて機密情報の管理及び漏洩防止等について定め、当社グループの遵守事項とする。
- 3) 情報資産の活用と保持に関して、「情報セキュリティを守るための行動基準」を策定し、均質な情報セキュリティ管理の実現に努める。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に影響を及ぼす恐れのある経営リスク・事業リスク等を総合的に認識し、評価する体制を整備するとともに、リスク管理に関する社内規程及びリスク管理体制を体系的に制定する。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会を別途必要に応じて随時開催し、迅速な経営の意思決定及び取締役の職務執行の監督・管理を行う。
- 2) 取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を選任し、会社の業務執行を委任する。執行役員は、取締役会で決定した会社の方針及び取締役社長の指示の下に業務を執行する。
- 3) 従業員の職務権限の行使は、業務分掌規程、稟議・申請規程等に基づき適正かつ効率的に行う。

(e) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 1) 「ジャパンマテリアルグループ行動指針」を通じて、当社グループが法令及び定款に適合するための体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行う。
- 2) 当社グループにおける経営の健全性及び効率性の向上をはかるため、子会社管理規程を定めるとともに取締役を必要に応じて派遣する。
- 3) 当社グループ管理のための主管部門を定め、主管部門が子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行い、当社グループがその業務の適正または効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を行えるよう指導及び支援する。
- 4) 当社の内部監査部門による当社グループの監査の結果を、監査等委員及び取締役会に報告する。

(f) 監査等委員がその補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制並びにその従業員の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項

- 1) 代表取締役は、監査等委員の求めに応じて、監査等委員の職務を補助すべき従業員として若干名を指名するものとし、その指名された従業員が、監査等委員の指示によりその任にあたる。
- 2) 監査等委員の職務を補助すべき従業員を配置する場合、その補助従業員の人事異動等の人事権に関する事項につき監査等委員と事前に協議するものとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保する。

(g) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び従業員が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

- 1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び従業員は、監査等委員の求めに応じて、その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- 2) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時には、直ちに監査等委員に報告する。
- 3) 当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び従業員が、監査等委員に報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行うことを禁止する。

(h) その他監査等委員の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

- 1) 監査等委員は、監査等委員が必要と認める会議をはじめとする当社及び当社グループの重要な会議に出席できる体制を整備する。
- 2) 代表取締役は、監査に係る重要課題について、監査等委員と定期的な会合を持ち、意見交換を行う。
- 3) 監査等委員が、監査のために必要と認める場合には、内部監査部門が緊密に連携し対応する。
- 4) 監査等委員が稟議書等の重要な決裁書類を、いつでも閲覧することが可能な体制を整備する。
- 5) 監査等委員の求めに応じ、会計監査人が定期的及び随時に監査等委員と意見交換する体制を整備する。
- 6) 監査等委員または監査等委員会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算計上し、緊急または臨時に支出する費用については、事後に会社へ請求できるものとする。

(i) 反社会的勢力との関係を遮断するための体制

当社はグループ行動指針に基づき「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、反社会的勢力との関係を遮断するための体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは「ジャパンマテリアルグループ行動指針」に基づき、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき、反社会的勢力との関係を遮断するための体制を整備し、当社グループの役職員に対して、反社会的勢力への排除意識を高く持つよう周知徹底しております。反社会的勢力に関する主たる統括部門を総務人事部とし、反社会的勢力に関する情報を一元的に管理し対応しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制の概要】

(a) 決定事実に関する情報

決定事実につきましては、原則毎月1回開催しております取締役会において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な決定を行い、適時開示規則に従い適時適切な情報を開示する体制を構築しております。

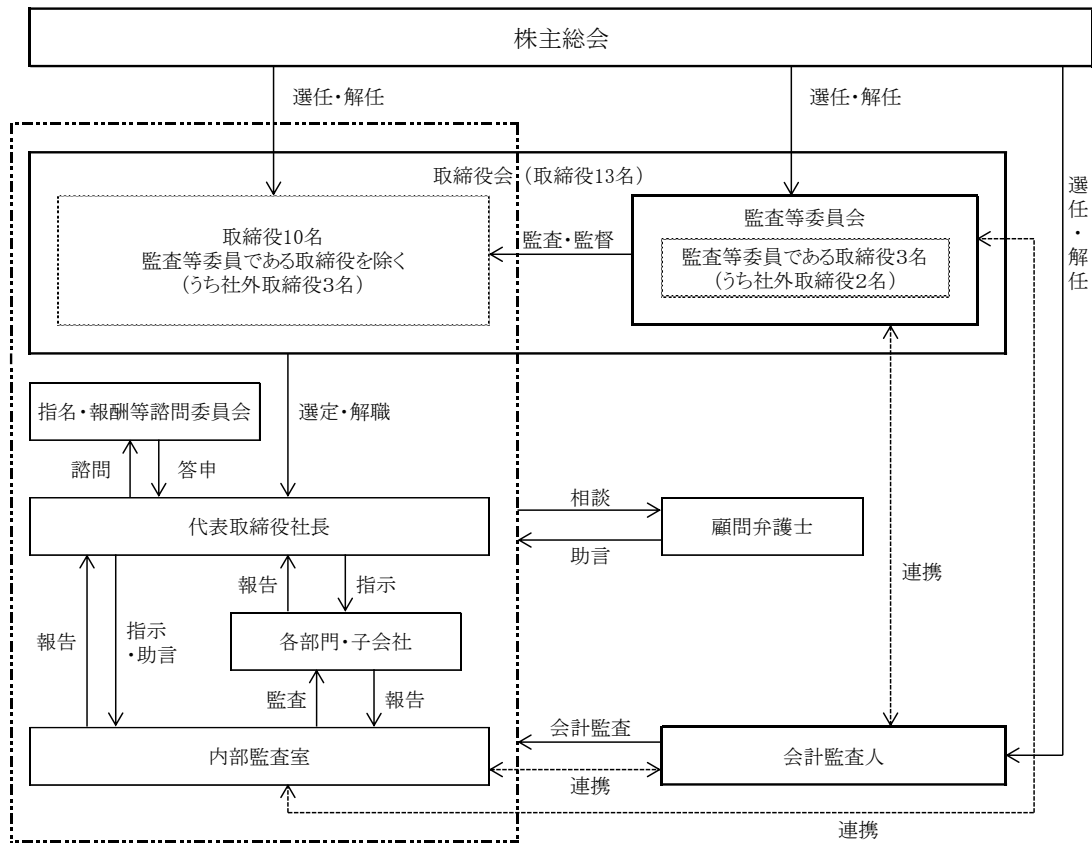
(b) 発生事実に関する情報

発生事実につきましては、発生した情報を迅速に情報取扱責任者(管理本部長)に集約し、適時開示規則に従い適時適切な情報を開示する体制を構築しております。

(c) 決算に関する情報

情報取扱責任者(管理本部長)を中心として財務部が決算財務数値を作成し、経営企画部、総務人事部と共同して、決算開示資料を作成し、取締役会承認後、決算後45日以内で開示する体制を構築しております。

【コーポレート・ガバナンス体制（模式図）】



【適時開示体制の概要（模式図）】

